

ナフサ由来の建設資材に対する特例措置のFAQ

Q 1 中東情勢の影響を受ける資材はすべて対象となるか。また、スライド条項との違いは何か。

A 1 供給の偏りや流通の目詰まりにより入手が困難となっているナフサを由来とする建設資材について、下記①～③の場合が対象です。

- ① 調達検討資材の代替資材を調達する場合
- ② 調達検討資材の流通経路を見直して調達する場合
- ③ 調達検討資材を調達する場合（ただし別途調達経費を含む）

（③の具体例は、小口でのスポット買いや短納期での資材確保等で通常とは異なる調達方法をとらざるを得ず、結果として調達価格が上昇したもの。

スライド条項は「価格変動への対応」、本特例措置は「供給の偏りや流通の目詰まりへの対応」という点で、それぞれ役割が異なるものです。

Q 2 本特例措置は何に基づき行うのか。

A 2 津市工事請負契約約款の場合は条項の第63条です。

「（補則）この約款に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。」

※条番号は、対応する契約条項に読み替えてください。

Q 3 測量設計等の業務委託も特例措置の対象となるのか。

A 3 測量設計等のコンサルタントへの委託業務は対象外となります。ただし、維持業務委託、修繕は対象となります。

Q 4 「ナフサを由来とする建設資材」の具体的な対象範囲はどこまでか。記載例にある「塩化ビニル管」「塗料用シンナー」以外に、どのような資材が想定されるのか。

A 4

・今回の特例措置では、一律に対象資材を限定するのではなく、個別工事において、資材の供給の偏りや流通の目詰まりの状況を受発注者間で確認しながら判断することとしています。

・具体的には、ナフサを由来とする建設資材のうち、塗料や樹脂製品など、今回影響が見られている資材を念頭に置いています。（ナフサ由来でないアスファルト合材や潤滑油等は対象外）

・こうした資材について、代替品の活用や調達方法の見直しの必要性を、現場の実情に応じて確認して対応します。

Q 5 証明数量＜設計図書の数量の場合、一部でも別途調達経費が発生していればその部分だけでも設計変更できないのか。例えば「全体数量の一部だけをQ 1 2 単品スライドの申請を受け付け処理済みの案件について、今回の設計変更方式を適用することは可能か。

A 5 通常価格にて手配したものと併せて証明数量が設計図書の数量を上回っていれば変更可能です。（高値で緊急調達せざるを得なかった部分について変更。）

Q 6 長期間の工事であれば、同一資材でも価格高騰が複数回生じる場合が考えられる。例えば、工事進捗に伴い、13,000 円、15,000 円、20,000円と単価が変動していく場合、その都度出来高数量に応じて別々の購入単価で計上するという認識でよいのか。

A 6 実際の購入価格、時期、数量を確認し、設計数量を上回っていれば変更可能となります。また、単価が変動している場合は、スライド変更の際の考え方を準拠し、数量を踏まえた加重平均とします。

Q 7 諸経費も連動して増額の対象となるか。

A 7 はい、諸経費も増額の対象です。

Q 8 流通経路の見直しによる「運搬費」の証明・計上方法ですが、「運搬費」の増額分について、トラックの運搬距離等を用いた個別の算出・証明は必要ですか。それとも、運搬費を含んで値上がりした「実際の購入価格」がわかる取引伝票（納品書や請求書等）があれば、購入単価の増額分そのものを「調達経費」とみなして計上する運用でよいのか。

（例えば 10,000 円が 13,000 円になった場合、単純に 3,000 円が流通状況を踏まえた調達経費。）

A 8 現着単価の資材であれば、運搬費を考慮した実際の購入価格の証明により、また、運搬費を別計上する資材であれば、運搬費の証明によるものになります。

Q 9 受注者から提出される「別途調達経費に係る証明書類（実際の取引伝票等）」として、認められる書類の具体的な条件は何か？「見積書」「納品書」「請求書」「領収書」等、どこまで揃っていれば「証明」されたとみなしてよいのか。

A 9 実際の購入価格、時期、数量を確認する必要があるため、見積書は適切ではありません。「納品書」「請求書」「領収書」等で、購入価格、時期、数量の確認をしてください。

Q10 単品スライドの申請を受け付け処理済みの案件について、今回の設計変更方式を適用することは可能か。

その場合、単品スライドの申請を取り下げる旨業者から提出させることでよいか。

A10 受発注者協議の上、単品スライドの申請を取り下げ、本特例措置を適用することは可能です。

Q11 スライド条項の併用はできないとあるが、同一資材のうち一部が、供給の偏りや流通の目詰まりが発生した場合はどのように取り扱うのか。例えば全体数量 300 のうち 200 が流通経路等の見直しで費用増となった場合は、本特例措置の対象とできるのか。

A11 対象とできます。（200は本特例措置、100は単品スライド等は可。）

ただし、本特例措置の協議時点で、既に購入済の資材は本特例措置の対象外です。

Q12 スライドのように差額を上乗せするのではなく、単価を業者提示の価格を追加・置換えて積算するというのでよいか。

A12 はい、直接工事費の該当単価を証明書類で確認出来た実際の購入価格に置換えて積算してください。

Q13 納品後（本特例措置で実際の購入価格を確定させた後）に、さらに大きな物価上昇があった場合の取り扱いはどうするのか。

A13 実際の納品書等で確定した金額となるため、その後の上昇分については考慮しません。（確定後のさらなるスライド適用はしない。）

Q14 対象資材が目詰まりを起こしているという確認はどのようにするのか。

A14

1. 建材商社や販売店への注文に対しての回答の写し（受注不可、出荷制限、納期等の写し等）
 2. 建材商社や販売店の「流通遅延・受注制限に関するお知らせ」
 3. メーカー公式の「受注制限・出荷調整」のWEBリリース 等
- を用いて妥当性を確認してください。
- また、調達検討資材に含まれない資材についても、受発注者協議の上、対象とすることができます。

Q 1 5 既にインフレスライドの契約を行っている場合は対象外か。

A 1 5 対象外です。契約を行っていない場合は、取り下げを行い適用可能です。

Q 1 6 本特例措置に伴い工期延期が必要になる場合はどう対応するのか。

A 1 6 本特例措置に伴って必要となる工期は、適切に変更を行います。

Q 1 7 本特例措置はいつまでの予定か。

A 1 7 中東情勢の影響を受ける当面の間です。